

令和3年度まちづくり景観整備事業の取組について

1. 築地松景観保全対策推進事業について

全国に誇れる貴重で美しい築地松景観を保全していくため、島根県と出雲市、住民代表によって構成された築地松景観保全対策推進協議会を通じて、普及啓発事業や保全対策事業を実施しています。

出雲市は、島根県と1/2ずつ補助金を協議会に交付しています。

【令和3年度補助金交付額】

	出雲市	島根県	合計
予算額	5,000,000円	5,000,000円	10,000,000円
決算額	4,812,000円	4,812,000円	9,624,000円

(1) 普及啓発事業

・広報誌発行

つじまつコミュニケーション Vol. 38 (別添資料) を作成しました。

・ホームページ

築地松の情報を出雲市内外に発信するため、運用しています。

令和3年度は、リニューアルを実施し、スマートフォンでも最適に閲覧できる機能や、マップ機能を追加しました。

また、陰手刈りの過程や、陰手刈り研修会の様子について動画を作成し、内容の充実を図りました。

・ボランティアガイド

築地松所有者2名に築地松案内人を委嘱し、県内外からの訪問者に築地松の基本的な情報や歴史について分かりやすく解説していただきました。

【令和3年度案内実績】 18件 (約140人)

・その他

築地松PR用パンフレット等を高速道路のサービスエリア等で配布しました。

(2) 保全対策事業

・築地松景観保全住民協定

築地松所有者だけでなく、地域で守っていくという意識を持ってもらうため、築地松のある町内等の区域で住民協定を締結していただいています。

【協定締結状況】 (令和4年3月31日現在)

協定数：155協定

締結者数：3,230人

・ **住民協定助成金**

協定地区内の築地松に対して、松くい虫防除や維持管理経費の一部を助成しています。

【令和3年度交付実績】

	助成件数	助成金額
築地松剪定	128件	5,755,000円
枯松伐倒	16件	268,000円
薬剤散布	175件	576,000円
樹幹注入	19件	911,000円
合計	338件	7,510,000円

・ **陰手刈り技術研修会**

陰手刈り職人の後継者育成を図るため、現役の陰手刈り職人並びに樹木医を講師に招き、陰手刈りの基本的な知識と技術、作業中の安全対策及び築地松の管理についての研修会を開催しました。

【令和3年度開催概要】

令和4年1月15日(土)

会場：斐川町美南

講師：4名 受講者：7名

・ **松苗の配付**

築地松補植用に抵抗性黒松の苗木を協定締結者へ無料配付しました。

【令和3年度交付実績】

配付数：163本（配付人数44人）

2. 神門通り地区街なみ環境整備事業について

大社の神門通り地区で出雲大社への参詣道として風格のある街なみ形成を促進するため、修景基準に沿って建物を新築、改修等する場合に補助金を交付しています。補助対象は、神門通りに面した外装に係る費用のみです。

【令和3年度の修景事例】

①はまや土産品店

施工前



施工後



既存店舗の外観を改修されました。外壁を塗装し直し、窓には格子を設置されました。また、劣化していた看板を撤去し、シルバーのアルミサッシをブロンズに変え、落ち着いた雰囲気になるよう工夫されています。

(実績)

年度	件数	交付額 (円)
平成23年度	3	4,760,000
平成24年度	6	11,480,000
平成25年度	6	9,298,000
平成26年度	7	11,276,000
平成27年度	3	3,260,000
平成28年度	2	4,000,000
平成29年度	3	1,885,000
平成30年度	2	4,000,000
令和元年度	3	4,927,000
令和2年度	2	2,961,000
令和3年度	1	1,837,000
計	38	59,684,000

3. 屋外広告物について

島根県屋外広告物条例に基づき、許可等の事務を行っています。屋外広告物については、事務所や店舗に掲げる一定規模以上のもの、道路沿い等に設置するものについて許可申請が必要となります。また、懸垂幕等の簡易広告物については1年ごと、それ以外の広告物については3年ごとに更新が必要となります。

【実績件数】

許可の種類	令和3年度	令和2年度
新規許可	140	96
変更許可	66	71
更新許可	782	956
合計	988	1,123

- ・新規許可については、事務所、店舗に掲げる自家用広告物が最も多く、次いで電柱広告、野立広告物等の非自家用広告物が多かったです。
- ・屋外広告物の許可を出している広告主（申請者）へ向けてチラシを送付しました。また、各商工会議所の広報誌の中に事業者向けのチラシを入れていただき、屋外広告物条例、屋外広告物の適正管理について普及・啓発を行いました。
(チラシは別添)
- ・島根県屋外広告物条例が令和4年4月1日より改正されることに伴い、屋外広告物の許可を出している広告主（申請者）へ向けて、周知のチラシを送付しました。
(チラシは別添)

4. 景観条例に基づく届出について

本市では、市内全域を景観計画の区域とし、景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行う、「景観計画区域」ときめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図る地域として市内5地域を「景観形成地域」と定めています。

適切な景観づくりを進めるため、市内で一定規模以上の建築工事等を実施する場合、あるいは景観形成地域内における建築工事等の行為については、事前届出により、その行為について外観や緑化等に関する指導助言を行っています。

【実績件数】

区域の名称	令和3年度	令和2年度
景観計画区域	143	199

景観形成地域	馬木北町	2	3
	島根県立大学出雲キャンパス周辺	2	3
	リバーサイドタウン川西	0	0
	神西湖周辺	1	1
	宍道湖沿岸	19	16
公共事業通知		27	33
合計		194	255

- ・届出にあたっては、概ね景観形成基準を遵守してもらえました。
- ・建築物では店舗、事務所等の届出が最も多く、次いで工場、倉庫が多かったです。
- ・工作物では携帯電話基地局（コンクリート柱、鋼管柱）が最も多かったです。